証券コード　9214
2022年３月15日

株　主　各　位

東京都新宿区西新宿六丁目16番12号
Recovery International株式会社
代表取締役社長　大河原　峻

第９回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第９回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年３月29日（火曜日）午後６時までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　2022年３月30日（水曜日）午前11時
２．場　　所　　東京都新宿区西新宿六丁目16番12号 第一丸善ビル ４階会議室
３．目的事項
　　報告事項　第９期（2021年１月１日から2021年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
　　決議事項　第１号議案：定款一部変更の件
　　第２号議案：取締役３名選任の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.recovery-group.co.jp/ir/library/）に掲載させていただきます。

2022年03月14日 18時22分 $FOLDER; 1ページ （Tess 1.50(64) 20201224_01）

（添付書類）

事　業　報　告

2021年 1 月 1 日から
2021年12月31日まで

1．会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、景気は回復基調にあるものの依然として厳しい状況で推移いたしました。感染力の強い変異株の発生等、感染の再拡大が深刻化しており、ワクチン接種も進んではいるものの依然として先行きが不透明な状況が続くものと予想されます。

当社が属する医療業界における訪問看護マーケットは少子高齢化が加速する一方で、医療機関における病床数の減少が見込まれ、利用者数は年々増加傾向にあり、政府による地域包括ケアシステムの構築の推進活動と相俟って、大きく落ち込むことはなく、比較的安定した推移を見せております。

このような状況のもと、当社は「もう一人のあたたかい家族として在宅生活の安心を届け地域社会へ貢献します」という企業理念のもと、社内外における感染症予防対策を徹底し、エッセンシャル・ワーカーの早期ワクチン接種も併せて行いながら事業活動を継続するとともに、2021年３月に東京都小平市、８月に同練馬区、９月に同渋谷区並びに10月に同中野区に積極的な新規事業所開設を行うことで、当事業年度は前事業年度を上回り過去最高の業績を達成することができました。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,122,830千円(前年同期比46.5％増)となりました。利益面では、事業所従業員の採用による、採用費負担や人件費負担の増加などの影響はありましたが、月間訪問件数の増加により営業利益は145,816千円(前年同期比734.6％増)となりました。経常利益についてはテレワークの助成金、中山間地域へのサービス提供に係る補助金等の助成金収入を計上したこと等により148,972千円(前年同期比619.2％増)となり、当期純利益は100,861千円(前年同期比266.3％増)となりました。

2022年03月14日 18時22分 $FOLDER; 2ページ （Tess 1.50(64) 20201224_01）

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は、4,486千円であります。その主なものは、ご利用者宅訪問に使用する車両購入費用であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

区　　分	第6期 (2018年度)	第7期 (2019年度)	第8期 (2020年度)	第9期 (2021年度) 当事業年度
売　上　高　(千円)	621,821	699,475	766,637	1,122,830
経　常　利　益　(千円)	20,138	20,730	20,712	148,972
当　期　純　利　益　(千円)	22,861	13,867	27,537	100,861
1　株　当　た　り 当　期　純　利　益　(円)	22.07	13.39	26.58	91.59
総　資　産　(千円)	250,773	316,812	337,776	474,106
純　資　産　(千円)	67,177	81,044	108,582	229,443
1株当たり純資産額　(円)	64.84	78.22	104.80	174.35

(注)2021年10月18日付で普通株式1株につき700株の割合で株式分割を行っております。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(5) 対処すべき課題

当社は、安全・安心を届ける利用者目線の追求を前提としたうえで、対処すべき重点課題として以下の取り組みを推進する方針です。

ａ．訪問看護師による地域連携先との関係強化

訪問看護サービスの認知度向上という課題に対して、当社では営業の専門職を雇わず、医療専門職である訪問看護師自らが、地域の医療機関、居宅介護支援事業所、施設サービス事業所等の地域連携先とタイムリーな情報共有を行っており、この取り組みを通じて、訪問看護サービスと当社の認知度向上を図り、信頼関係を構築することで新規利用者様の増加に繋げる活動を継続的に実施してまいります。

ｂ．複数の人材採用チャネルの強化

訪問看護師の不足という課題に対して、人材紹介会社との連携を深め、看護師等の安定した雇用数を確保するとともに、当社のオウンドメディアである「ナーステート」等によるWebマーケティングを促進し、紹介料の負担が無い直接雇用の割合も増やしてまいります。

2022年03月14日 18時22分 $FOLDER; 3ページ　(Tess 1.50(64) 20201224_01)

ｃ．マネジメント層の育成

訪問看護ステーションの偏在という課題に対して、今後のドミナント展開、新たな地域への拠点設置を見据え、従業員の管理能力、業務処理能力の向上を図り、マネジメント層の育成に努めてまいります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業の名称	主要サービス
訪問看護サービス事業	訪問看護・リハビリ

(8) 使用人の状況

従業員数	前事業年度末比増減
154（9）名	32名増（－）

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は括弧内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な営業所

本社	東京都新宿区
リカバリー兵庫	兵庫県西宮市
リカバリー高知	高知県南国市
リカバリー沖縄	沖縄県那覇市

2022年03月14日 18時22分 $FOLDER; 4ページ （Tess 1.50(64) 20201224_01）

（10）主要な借入先（2021年12月31日現在）

借入先	借入額（千円）
株式会社静岡銀行	35,462
株式会社きらぼし銀行	28,342
株式会社日本政策金融公庫	2,652

（11）その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2022年２月３日に東京証券取引所マザーズに上場し、公募増資により総額197,064千円の資金調達を行いました。

２．会社の株式に関する事項（2021年12月31日現在）

（1）発行可能株式総数　5,000,000株
（2）発行済株式の総数　1,316,000株
（3）株主数　12名
（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
大河原峻	497,000株	37.76%
ＮＶＣＣ７号投資事業有限責任組合	259,000	19.68
ＳＫコンサルティング株式会社	140,000	10.63
株式会社水島酸素商会	140,000	10.63
柴田旬也	70,000	5.31
ニッセイ・キャピタル６号投資事業有限責任組合	70,000	5.31
リカバリーグループ従業員持株会	70,000	5.31
ファイブアイズ・ネットワークス株式会社	28,000	2.12
坂田敦宏	14,000	1.06
小幡嘉信	14,000	1.06

（注）１．自己株式は所有しておりません。
２．持株比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

2022年03月14日 18時22分 $FOLDER; 5ページ （Tess 1.50(64) 20201224_01）

(6) その他株式に関する重要な事項

①2021年９月16日開催の取締役会決議により、2021年10月18日付で普通株式１株につき700株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,314,120株増加し、1,316,000株となっております。

②2021年10月18日開催の臨時株主総会にて単元株制度導入に伴う定款変更が行われ、単元株式数を100株とする単元株制度を導入しております。

2022年03月14日 18時22分 $FOLDER; 6ページ (Tess 1.50(64) 20201224_01)

3．会社の新株予約権等に関する事項（2021年12月31日現在）

（1）当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名　　称	第４回新株予約権
新株予約権の数	３個
保有人数 当社取締役（社外役員を除く）	１名
新株予約権の目的である 株式の種類及び数	当社普通株式 21,000株（注）１
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	１株につき金358円 （注）１
新株予約権の行使期間	2020年３月29日～ 2028年３月28日
新株予約権の主な行使条件	（注）２

（注）１.2021年9月16日開催の取締役会決議により、2021年10月18日付で普通株式1株につき700株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

２.新株予約権の行使の条件は下記のとおりであります。

(1)新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社又は当社の子会社の取締役、執行役、監査役又は使用人であることを要する。ただし、当社もしくは当社の子会社の取締役もしくは監査役が任期満了により退任した場合、この限りではない。

(2)その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約及び総数引受契約」に定める。

（2）当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

2022年03月14日 18時22分 $FOLDER; 7ページ （Tess 1.50(64) 20201224_01）

4．会社役員に関する事項（2021年12月31日現在）

（1）取締役及び監査役の氏名等

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
大河原　　峻	代表取締役社長	
柴　田　旬　也	取締役経営管理部部長	
沼　田　　功	取締役	ファイブアイズ・ネットワークス株式会社 代表取締役 SBL株式会社　代表取締役
伊　藤　敬　子	常勤監査役	
宮　崎　雅　俊	監査役	みやざき公認会計士事務所　代表 蔵王産業株式会社　監査役 株式会社さくらさくプラス　監査役
伊　藤　広　樹	監査役	岩田合同法律事務所 パートナー

（注）1．取締役 沼田功氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2．監査役 伊藤敬子氏、宮崎雅俊氏及び伊藤広樹氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3．重要な兼職の状況に記載している会社と当社との間に取引関係はありません。
4．当社は、新規上場に伴い2022年２月３日付で、社外取締役の沼田功氏及び社外監査役の伊藤敬子氏、宮崎雅俊氏、伊藤広樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5．監査役伊藤敬子氏及び宮崎雅俊氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6．監査役伊藤広樹氏は、弁護士の資格を有しており、コーポレートガバナンス及び法務全般に関する相当程度の知見を有しております。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役１名及び社外監査役３名と、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額とし、また、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無い場合に限ります。これは、職務の遂行にあたって期待される役割を十分に発揮できるようにするためであります。

（3）補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

（4）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

該当事項はありません。

2022年03月14日 18時22分 $FOLDER; 8ページ （Tess 1.50(64) 20201224_01）

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

該当事項はありません。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2019年３月27日開催の第６回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額50,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、４名（うち、社外取締役は１名）であります。

2018年３月28日開催の第５回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額20,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、２名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬につきましては、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内で、取締役会の決議により代表取締役社長大河原峻に一任することとし、各取締役の職位、貢献度、会社の業績等を勘案して支給することとしております。

権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

当社の取締役の個人別の報酬等の額については、取締役会決議により委任を受けた代表取締役社長が上記権限を適切に行使するよう社外取締役の助言を踏まえたうえで決定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	27,405千円 (2,400千円)	27,405千円 (2,400千円)	―	―	３人 (1人)
監査役 (うち社外監査役)	8,600千円 (8,600千円)	8,600千円 (8,600千円)	―	―	３人 (３人)
計 (うち社外役員)	36,005千円 (11,000千円)	36,005千円 (11,000千円)	―	―	６人 (４人)

2022年03月14日 18時22分 $FOLDER; 9ページ （Tess 1.50(64) 20201224_01）

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

「4．会社役員に関する事項(1)取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、当社との間に特記すべき関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	沼 田 功	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、経験豊富な経営者の視点から必要な発言を積極的に行っております。
監査役	伊 藤 敬 子	当事業年度開催の取締役会17回、監査役協議会4回及び監査役会11回全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、議案、審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行っております。
監査役	宮 崎 雅 俊	当事業年度開催の取締役会17回、監査役協議会4回及び監査役会11回全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、議案、審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行っております。
監査役	伊 藤 広 樹	2021年3月25日就任以降に開催された取締役会13回、監査役会11回全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、議案、審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行っております。

2022年03月14日 18時22分 $FOLDER; 10ページ (Tess 1.50(64) 20201224_01)

５．会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の名称

監査法人Ａ＆Ａパートナーズ

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000千円
②当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

（3）会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等の適切性を確認、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第１項の同意を行っております。

（4）非監査業務の内容

該当事項はありません。

（5）会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

2022年03月14日 18時22分 $FOLDER; 11ページ （Tess 1.50(64) 20201224_01）

６．会社の体制及び方針

（1）業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ⅰ）取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

ⅱ）取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。

ⅲ）取締役及び使用人は、組織、業務分掌、職務権限に関する各規程に従い業務を執行する。

ⅳ）代表取締役は、内部監査責任者を選任し、内部監査担当者は「内部監査規程」に基づき、使用人の業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。

ⅴ）監査役は、「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。なお、監査役会を設置し、監査役間の連携を図るものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、法令及び「文書保管管理規程」その他の社内規程に従い、取締役会議事録等の職務執行に係る重要な文書を、関連資料とともに適切に保存・管理し、取締役及び監査役は、いつでも、これを閲覧することができるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、労務管理、情報管理、その他事業活動に伴い生じる様々なリスクに対処するため、各種管理規程、ガイドライン及びマニュアルの設定や報告・監視体制を整備し、リスクを総括的かつ個別的に管理する。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月１回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。また、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、「職務権限規程」等において取締役の権限、責任等の明確化を図る。

2022年03月14日 18時22分 $FOLDER; 12ページ （Tess 1.50(64) 20201224_01）

⑤　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人の配置を求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を置くものとする。

⑥　⑤の使用人の取締役からの独立性に関する事項

使用人に対する指揮命令権限は監査役に専属し、取締役の指揮命令を受けないものとする。

⑦　取締役や使用人の監査役への報告に関する体制

ⅰ）監査役は、取締役会以外にも経営会議等の業務執行に関する重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。

ⅱ）取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。

ⅲ）取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、速やかに監査役に報告する。

⑧　⑦の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は⑦の報告をした者に対し当該報告を行ったことを理由として、不利な扱いを行うことを禁止する。

⑨　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の遂行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務執行に必要な費用及び債務については、監査役の請求に従い速やかに支払その他の処理を行う。

⑩　監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ⅰ）監査役は、代表取締役並びに取締役と定期的にコミュニケーションを取り、意見交換を行う。

ⅱ）監査役は、監査に必要な事項について取締役に対して報告を求めることができるものとし、必要に応じて取締役に対して是正を要求することができるものとする。

ⅲ）監査役は、監査法人及び内部監査担当と定期的にコミュニケーションを取り、各事業年度の監査計画の策定、監査結果等につき、密接な情報交換及び連携を図る。

ⅳ）監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士その他の社外の専門家を任用する機会を保障する。

2022年03月14日 18時22分 $FOLDER; 13ページ （Tess 1.50(64) 20201224_01）

⑪　反社会的勢力の排除体制（排除方針及び取り組み）

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関等からの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①　当社は、取締役会及び経営会議等の重要な会議において、取締役及び監査役が想定されるリスクに関し相互に情報と認識を共有することとし、適切な判断を迅速に下せるようリスク管理体制の整備に努めております。

②　ユニットリーダーに対して週１回のリーダー研修を実施しております。リーダーシップの育成を研修内容の中核と位置付ける中で、社員の安全確保、リスク管理並びにコンプライアンス意識の強化を併せて実施しました。

③　内部監査責任者は、内部監査に関する計画を立案し、当社の業務について内部監査を実施するとともに、業務運営の改善、是正に向けた助言等を行い、その結果は、代表取締役、監査役に報告しております。

④　監査役は、取締役会及び経営会議等の重要な会議への出席や稟議書等の重要書類の閲覧のほか、代表取締役並びに取締役との意見交換や内部監査責任者との適切な連携等により、実効性の高い監査を実施しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主に対する利益還元を行うことを重要な経営課題として認識しており、健全な財務体質を維持するとともに将来の事業拡大に備えるための内部留保とのバランスを図りながら、各期の経営成績及び財政状態を勘案して、剰余金の配当による株主に対する利益還元を実施することを基本方針としております。

しかしながら、現時点では事業も成長段階にあることから内部留保の充実が重要であると考え、剰余金の配当を行っておらず、今後の配当実施の可能性及び実施時期についても未定であります。なお、剰余金の配当を行う場合、中間配当及び期末配当の２回に分けて行うことを基本方針とし、配当の決定機関は、中間配当及び期末配当ともに取締役会としております。

2022年03月14日 18時22分 $FOLDER; 14ページ （Tess 1.50(64) 20201224_01）

貸 借 対 照 表

(2021年12月31日 現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**450,101**	**流動負債**	**182,733**
現金及び預金	202,996	1年内返済予定の長期借入金	26,330
売掛金	227,805	未払金	13,773
前払費用	7,964	未払費用	74,425
未収入金	5,659	未払法人税等	36,125
その他	5,931	未払消費税等	802
貸倒引当金	△256	預り金	30,255
固定資産	**24,005**	資産除去債務	1,000
有形固定資産	**5,234**	その他	21
建物附属設備	2,682	**固定負債**	**61,929**
車両運搬具	2,444	長期借入金	40,126
工具、器具及び備品	108	退職給付引当金	14,412
無形固定資産	**314**	資産除去債務	7,390
商標権	94	**負債合計**	**244,663**
ソフトウェア	220	**(純資産の部)**	
投資その他の資産	**18,456**	**株主資本**	**229,443**
保険積立金	5,685	**資本金**	**100,000**
差入保証金	5,279	**資本剰余金**	**86,000**
繰延税金資産	7,491	資本準備金	86,000
		利益剰余金	**43,443**
		その他利益剰余金	**43,443**
		繰越利益剰余金	43,443
		純資産合計	**229,443**
資産合計	**474,106**	**負債・純資産合計**	**474,106**

2022年03月14日 18時22分 $FOLDER; 15ページ (Tess 1.50(64) 20201224_01)

損 益 計 算 書

(自　2021年1月1日　至　2021年12月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**1,122,830**
売上原価		**666,761**
売上総利益		**456,069**
販売費及び一般管理費		**310,253**
営業利益		**145,816**
営業外収益		
業務受託料	1,174	
助成金収入	5,749	
その他	98	7,022
営業外費用		
支払利息	1,174	
上場関連費用	2,000	
リース解約損	573	
その他	117	3,865
経常利益		**148,972**
税引前当期純利益		**148,972**
法人税、住民税及び事業税	36,125	
法人税等調整額	11,985	48,111
当期純利益		**100,861**

2022年03月14日 18時22分 $FOLDER; 16ページ　(Tess 1.50(64) 20201224_01)

株主資本等変動計算書

(自　2021年1月1日　至　2021年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
2021年1月1日残高	90,000	76,000	76,000
当期変動額			
新株の発行(新株予約権の行使)	10,000	10,000	10,000
当期純利益			
当期変動額合計	10,000	10,000	10,000
2021年12月31日残高	100,000	86,000	86,000

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
2021年1月1日残高	△57,417	△57,417	108,582	108,582
当期変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)			20,000	20,000
当期純利益	100,861	100,861	100,861	100,861
当期変動額合計	100,861	100,861	120,861	120,861
2021年12月31日残高	43,443	43,443	229,443	229,443

2022年03月14日 18時22分 $FOLDER; 17ページ　(Tess 1.50(64) 20201224_01)

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（１）固定資産の減価償却方法

①　有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	２～15年
車両運搬具	２～ ３年
工具、器具及び備品	２～ ６年

②　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法、商標権については10年の定額法によっております。

（２）引当金の計上基準

①　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（従業員の自己都合による期末要支給額）の見込み額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

（３）消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

２．表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年3月31日）を当事業年度から適用しております。なお、当事業年度における記載事項はありません。

2022年03月14日 18時22分 $FOLDER; 18ページ （Tess 1.50(64) 20201224_01）

3．貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額　　12,186千円

（2）偶発債務

重要な訴訟事件

当社は、食物誤嚥による窒息で死亡した元利用者の遺族から2019年４月に、損害賠償金及び慰謝料の合計110百万円超の支払いを求めた訴訟を提起されております。これに対し、当社代理人弁護士は、仮に原告の主張が認められた場合でも、元利用者の年齢や認知症の度合を考慮すると、満額に近い認容判決が下されることは考え難いとの見方を示しております。また、審理も継続中であることから、現時点で将来発生した場合の債務の金額を合理的に見積もることができないため、当該偶発債務に係る損失について引当金は計上しておりません。

4．株主資本等変動計算書に関する注記

（1）当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式　　1,316,000株

（2）当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

（3）剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

（4）当事業年度の末日における新株予約権に関する事項

当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

・普通株式　　63,000株

2022年03月14日 18時22分 $FOLDER; 19ページ （Tess 1.50(64) 20201224_01）

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	129
資産除去債務	2,569
未払事業税	3,244
退職給付引当金	4,413
貸倒引当金	78
その他	17
繰延税金資産小計	10,451
評価性引当額	△2,263
繰延税金資産合計	8,188
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△697
繰延税金負債合計	△697
繰延税金資産の純額	7,491

2022年03月14日 18時22分 $FOLDER; 20ページ (Tess 1.50(64) 20201224_01)

６．金融商品に関する注記

（１）金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について、短期的な預金等を中心に行い、また必要な資金は銀行からの借入により調達しております。デリバティブ取引は行っておりません。

②　金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及びその他金銭債権である差入保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該信用リスクに関しては、取引ごとの期日管理及び残高管理を行ってリスク低減を図っております。営業債務である未払金等は、１年以内の支払期日であります。

③　リスク管理体制

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、各部署からの報告に基づき、財務経理ユニットが適時に資金繰り表を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（２）金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	202,996	202,996	―
(2)売掛金	227,549	227,549	―
(3)未収入金	5,659	5,659	―
資産計	436,205	436,205	
(1)未払金	13,773	13,773	―
(2)未払法人税等	36,125	36,125	―
(3)預り金	30,255	30,255	―
(4)長期借入金	66,456	66,382	△73
負債計	146,610	146,537	△73

(※)１．売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。
２．長期借入金には一年内の期限到来分を含めて記載しております。

2022年03月14日 18時22分 $FOLDER; 21ページ （Tess 1.50(64) 20201224_01）

（注） 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、並びに(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等、並びに(3) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2022年03月14日 18時22分 $FOLDER; 22ページ (Tess 1.50(64) 20201224_01)

７．関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	大河原 峻	（被所有）直接 37.76	当社代表取締役社長	金融機関の借入に対する債務被保証(注)１	2,652	－	－
				リース契約に対する債務被保証(注)２	3,467	－	－
				賃貸借契約に対する債務被保証(注)３	8,639	－	－

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

１．当社は金融機関からの借入金に対して、代表取締役社長大河原峻の債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

２．当社は、リース取引に対して、代表取締役社長大河原峻から債務保証を受けております。取引金額については、未経過リース料を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

３．当社は、本社、事業所の賃借料について、代表取締役社長大河原峻から債務保証を受けております。取引金額については、2021年１月１日から2021年12月31日までに支払った賃借料(消費税等抜き)を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

８．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　　174円35銭

１株当たり当期純利益　　91円59銭

（注）当社は2021年10月18日付で普通株式１株につき700株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

2022年03月14日 18時22分 $FOLDER; 23ページ （Tess 1.50(64) 20201224_01）

９．重要な後発事象に関する注記

（公募による新株式の発行）

当社は、2022年２月３日付で東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2021年12月28日及び2022年１月14日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2022年２月２日に払込が完了いたしました。

(１)募集方法	：一般募集（ブックビルディング方式による募集）
(２)発行する株式の種類及び数	：普通株式70,000株
(３)発行価格	：１株につき3,060円
(４)引受価額	：１株につき2,815.20円
(５)払込金額	：１株につき2,108円
(６)発行価額の総額	：214,200千円
(７)払込金額の総額	：197,064千円
(８)増加する資本金及び資本準備金に関する事項	：増加する資本金　98,532千円（１株につき1,407.6円） 増加する資本準備金 98,532千円（１株につき1,407.6円）
(９)申込株式単位	：100株
(10)払込期日	：2022年２月２日
(11)資金の使途	：新設及び既存の事業所の看護師等の人件費及びこれに伴う人材採用費に充当する予定であります。

2022年03月14日 18時22分 $FOLDER; 24ページ （Tess 1.50(64) 20201224_01）

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年３月４日

Recovery International株式会社
取締役会御中

監査法人Ａ＆Ａパートナーズ
東京都中央区

指定社員 業務執行社員　公認会計士　齋藤　晃一　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　松本　浩幸　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Recovery International株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2021年12月28日及び2022年1月14日開催の取締役会において公募による新株式の発行を決議し、2022年2月2日に払込が完了している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

2022年03月14日 18時22分 $FOLDER; 25ページ （Tess 1.50(64) 20201224_01）

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

2022年03月14日 18時22分 $FOLDER; 26ページ （Tess 1.50(64) 20201224_01）

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2021年１月１日から2021年12月31日までの第９期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査責任者、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人Ａ＆Ａパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年３月15日

Recovery International株式会社 監査役会

常勤社外監査役 伊藤 敬子 ㊞

社外監査役 宮崎 雅俊 ㊞

社外監査役 伊藤 広樹 ㊞

以 上

2022年03月14日 18時22分 $FOLDER; 27ページ （Tess 1.50(64) 20201224_01）

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．　提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

（１）変更案第18条第１項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

（２）変更案第18条第２項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

（３）株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。

（４）上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

２．　変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　　更　　案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削　除）

2022年03月14日 18時22分 $FOLDER; 28ページ （Tess 1.50(64) 20201224_01）

現 行 定 款	変 更 案
（新　設）	（電子提供措置等） 第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ２ 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
（新　設）	（附則） １．現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第18条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 ２．前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第18条はなお効力を有する。 ３．本附則は、施行日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

2022年03月14日 18時22分 $FOLDER; 29ページ （Tess 1.50(64) 20201224_01）

第２号議案　取締役３名選任の件

取締役３名全員が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役３名の選任をお願いするものです。なお、候補者沼田功氏は社外取締役の要件を満たす者であります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	大河原　峻（おおかわら　しゅん） 1983年10月９日	2005年４月　組合立榛原総合病院（現　徳洲会榛原総合病院）入職 2009年６月　友愛会豊見城中央病院　入職 2011年11月　社会保険横浜中央病院（現JCHO横浜中央病院）入職 2013年11月　当社設立　代表取締役社長就任（現任）	497,000株
2	柴田　旬也（しばた　じゅんや） 1982年１月26日	2007年12月　あずさ監査法人（現　有限責任あずさ監査法人）入社 2012年２月　公認会計士登録 2016年９月　当社　入社 経営管理部部長（現任） 2018年３月　当社　取締役（現任）	70,000株
3	沼田　功（ぬまた　いさお） 1964年６月13日	1988年４月　大和証券株式会社（現　株式会社大和証券グループ）入社 2000年７月　ファイブアイズ・ネットワークス株式会社　代表取締役就任（現任） 2000年12月　株式会社サイバーエージェント社外監査役就任 2009年12月　SBL株式会社　代表取締役就任（現任） 2015年６月　当社　社外取締役就任（現任） 2017年12月　株式会社サイバーエージェント社外取締役（監査等委員）就任	28,000 株

（注）１．各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
２．当社は、沼田功氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第１項の最低責任限度額としております。沼田功氏の再任が承認された場合、当社は沼田功氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
３．沼田功氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は沼田功氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．沼田功氏は、既に６年９カ月当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見を述べており、今後も引き続き当社の経営に有用な助言及び提言をいただくことで、当社の企業価値向上につながるものと判断したため、社外取締役候補者としております。また、沼田功氏が選任された場合は、当社の経営において客観的・中立的な立場で関与いただくことを期待しております。
５．沼田功氏の所有株式数には、同氏により総株主の議決権の過半数を所有されている会社の所有株式数を記載しております。

以　上

2022年03月14日 18時22分 $FOLDER; 30ページ （Tess 1.50(64) 20201224_01）

2022年03月14日 18時22分 $FOLDER; 31ページ （Tess 1.50(64) 20201224_01）